

(名 称) 京都工芸繊維大学松ヶ崎実行委員会細則

第 1 条 本委員会は松ヶ崎実行委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 本委員会は本学の学園祭である「松ヶ崎祭」を本学生、課外活動団体、近隣住民、地域及び他大学学生に楽しめるものとして開催するために、その実施に必要な企画、運営、広報及びその他の一切のを行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本委員会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 松ヶ崎祭の前条目的に合致するための企画運営及び事務局としての業務
- (2) 各部活・サークルへの松ヶ崎祭への参加促進
- (3) 全学部生への学園祭普及に貢献する事業
- (4) 学部生の意見を広く聞きそのニーズに対応すること
- (5) 地域・企業との親睦を深める事業の企画
- (6) その他本委員会の目的達成のための必要とされる業務

(活動期間)

第 4 条 活動期間は開催年度 4 月から翌年 3 月までとする。

(委 員)

第 5 条 本委員会の事業目的に興味を持ち、松ヶ崎祭の企画運営に携わりたい意思を持ち入会希望も申し出たもののうち、以下の条件を勧案の上、役員会が確認し、学友会中央委員会が承認した者を委員とする。

- (1) 第 9 条を実行できるか検討すること
- (2) 委員数は必要以上に増やさないこと

(役 員)

第 6 条 本委員会に下記の役員を置く。

役員の任期は4月から翌年3月までとする。

また、次期会長・副会長の選任は、任期満了（3月末）までに行うものとし、学生支援センター長に報告しなければならない。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名
- (3) 会 計 2 名
- (4) 渉外部長 1 名
- (5) 総務係
- (6) 広報部長 1 名
- (7) 企画運営部長 2 名
- (8) 酒類管理団体長 1 名

(役員を選任)

第 7 条 役員は第8条に定める総会の互選によって選考され、学友会中央委員会によって承認される。

(組 織)

第 8 条 本委員会に下記の部署を置く。

各部署の事業、構成に関することは別にこれを定める。

- (1) 広報部
- (2) 企画運営部

(会 議)

第 9 条 本委員会の決定事項は下記のいずれかの会議により決定する。

なお、いずれの会議も過半数の出席で成立し、出席者の過半数により議決する。

- (1) 総会・・・本委員会の全委員による会議
- (2) 役員会・・・第6条に定める役員による会議

(委員義務)

第 10 条 本委員会として第2条に定める一切の行為に協力する義務及び以下の義務を負う。

- (1) 委員会委員として総会に参加すること
- (2) 松ヶ崎祭に関する事業を行うこと
- (3) 連絡事項は原則2日前までに全委員に連絡すること
- (4) 本学の規則を守ること
- (5) 本委員会の目的に従って活動を行うこと

(会計年度)

第 11 条 本委員会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

ただし、松ヶ崎祭毎に決裁書を作成する。

(予算及び決済)

第 12 条 決済は委員長と会計の審査を経て学友会に提出する。

第 13 条 経理方法に関する細則は別にこれを定める。

(退会)

第 14 条 諸事情により退会を希望する者ものは、委員会の定める退会届の手順に従い退会する。

第 15 条 第9条に反した行動を行った場合、役員会の決議にて除名することができる。その際委員長は全委員に報告責任を負う

(活動場所)

第 16 条 大学・学生支援センター長より貸与を受ける課外活動団体用クラブ BOX の本委員会委員の利用に関しては「京都工芸繊維大学課外活動団体施設使用要項及び本学関連規約」に従うものとする。

(倉庫)

第 17 条 大学・学生支援センター長より貸与を受ける課外活動団体用クラブ BOX
の学園祭用倉庫の利用に関することは別にこれを定める。

(規約改正)

第 18 条 規約の改正は役員会の決議をもって行う。

(細則)

第 19 条 本委員会の会務に必要な細則及び規約以外の規定等は総会の議決をもって行
う。

(附則)

第 20 条 この規約は、令和元年度 5 月 13 日に制定する。

この規約は、令和元年度 5 月 13 日より施行する。